

第四号様式

有 価 証 券 届 出 書(1)

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

発 行 者 名
代表者の役職氏名(2)
本店の所在の場所
事務連絡者氏名
連絡場所
電話番号

印

届出の対象とした募集又は売出し

募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称

募集（売出）内国投資信託受益証券の金額(3)

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

名 称 所 在 地

（本書面の枚数 表紙共 枚）

（日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル）

第一部 証券情報

- (1) ファンドの名称
- (2) 内国投資信託受益証券の形態等(4)
- (3) 発行（売出）数(5)
- (4) 発行（売出）価額の総額(6)
- (5) 発行（売出）価格(7)
- (6) 申込手数料(8)
- (7) 申込単位
- (8) 申込期間
- (9) 申込取扱場所(9)
- (10) 払込期日
- (11) 払込取扱場所(10)
- (12) その他(11)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

- (1) ファンドの目的及び基本的性格(12)
- (2) ファンドの沿革 (13)
- (3) ファンドの仕組み(14)

2 投資方針

- (1) 投資方針(15)
- (2) 投資対象(16)
- (3) 運用体制(17)
- (4) 分配方針(18)
- (5) 投資制限(19)

3 投資リスク(20)

- 4 手数料等及び税金(21)
 - (1) 申込手数料(22)
 - (2) 換金（解約）手数料(23)
 - (3) 信託報酬等(24)
 - (4) その他の手数料等(25)
 - (5) 課税上の取扱い(26)

- 5 運用状況
 - (1) 投資状況(27)
 - (2) 運用実績(28)
 - ① 純資産の推移(29)
 - ② 分配の推移(30)
 - ③ 収益率の推移(31)
 - (3) 設定及び解約の実績(32)

- 6 管理及び運営
 - (1) 資産管理等の概要
 - ① 資産の評価(33)
 - ② 申込（販売）手続等(34)
 - ③ 換金（解約）手続等(35)
 - ④ 保管(36)
 - ⑤ 信託期間(37)
 - ⑥ 計算期間(38)
 - ⑦ その他(39)
 - (2) 受益者の権利等(40)

第2 ファンドの経理状況(41)

- 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表(42)
 - (2) 損益及び剰余金計算書(43)
 - (3) 附属明細表(44)

2 ファンドの現況(45)

- (1) 純資産額計算書
平成 年 月 日
 - I 資産総額
 - II 負債総額
 - III 純資産総額（I－II）
 - IV 発行済数量
 - V 1単位当たり純資産額（III／IV）
- (2) 投資有価証券の主要銘柄(46)
- (3) 投資不動産物件(47)
- (4) その他投資資産の主要なもの(48)

第3 その他(49)

第4 内国投資信託受益証券事務の概要(50)

第三部 特別情報

第1 委託会社等の概況

- 1 委託会社等の概況 (51)
- 2 事業の内容及び営業の概況(52)
- 3 委託会社等の経理状況(53)
 - (1) 貸借対照表(54)
 - (2) 損益計算書(55)
 - (3) 利益処分計算書又は損失処理計算書(56)

- 4 利害関係人との取引制限(57)
- 5 その他(58)
- 第2 その他の関係法人の概況
 - 1 名称、資本の額及び事業の内容(59)
 - 2 関係業務の概要(60)
 - 3 資本関係(61)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 有価証券届出書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。
また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。
- b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
- c この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- d 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券届出書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- e 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、当該特定預託証券について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式第二部中「第2 ファンドの経理状況」の次に「第2の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

- f 有価証券届出書が当該有価証券届出書の提出により募集又は売出しをしようとする内国投資信託受益証券に係るファンドの状況等に関する有価証券報告書、半期報告書若しくは臨時報告書又はこれらの訂正報告書（以下この様式において「継続開示書類」という。）と併せて提出される場合には、当該有価証券届出書の記載事項のうち当該継続開示書類の記載事項とその内容が重複するものについては、当該継続開示書類におけるその記載箇所を当該有価証券届出書に示すことにより、当該記載事項を記載したこととする。

この場合、当該継続開示書類は当該有価証券届出書の末尾に添付し、当該有価証券届出書の表紙その他の見やすい箇所にその旨を分かりやすく記載すること。

(2) 代表者の役職氏名

当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。

(3) 募集（売出）内国投資信託受益証券の金額

- a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国投資信託受益証券の当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
- b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで、有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(4) 内国投資信託受益証券の形態等

- a 記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。
- b 当該届出に係る内国投資信託受益証券について、届出法人（発行者たる内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託に係る同

法に規定する投資信託委託業者又は同条第2項に規定する委託者非指図型投資信託に係る同法第4条に規定する信託会社等をいう。以下この様式、第七号様式及び第十号様式において同じ。)をいう。以下この様式において同じ。)の申込みにより格付(指定格付機関(企業内容等の開示に関する内閣府令第13条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。)から取得するものに限る。)を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。

(5) 発行(売出)数

当該届出により募集又は売出しをしようとする内国投資信託受益証券の当該募集又は売出しごとの発行数又は売出数を記載すること。

(6) 発行(売出)価額の総額

a 当該届出により募集又は売出しをしようとする内国投資信託受益証券の当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有効証券届出書を提出する場合には、有効証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(7) 発行(売出)価格

a 申込単位1単位当たりの「発行価格」又は「売出価格」を記載すること。

なお、「発行価格」又は「売出価格」が変動する場合には、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項(例えば、照会先の名称、電話番号、ホームページのアドレス等をいう。以下同じ。)を具体的に記載すること。

b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有効証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(8) 申込手数料

手数料の記載に当たっては、具体的な手数料の金額又は料率の記載に代えて、手数料の金額又は料率の上限のみを記載することができる。この場合には、具体的な手数料の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。

(9) 申込取扱場所

申込取扱場所の記載に当たっては、具体的な申込取扱場所の記載に代えて、申込取扱場所の投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。

(10) 払込取扱場所

払込取扱場所の記載に当たっては、具体的な払込取扱場所の記載に代えて、払込取扱場所の投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。

(11) その他

a 申込証拠金がある場合には、その旨、申込証拠金の利息、申込証拠金のファンドへの振替、その他必要な事項を記載すること。

b 申込みの方法、その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。

c 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該内国投資信託証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。

(12) ファンドの目的及び基本的性格

a 約款(その他これらに類するものを含む。以下この様式において同じ。)に記載されたファンドの目的、信託金の限度額及び基本的性格(株式型・債券型・不動産型・その他の別等)について具体的に記載すること。

b ファンドの特色について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(13) ファンドの沿革

設立経緯、基本的性格の変更、証券取引所への上場等主な変遷について記載すること。

(14) ファンドの仕組み

a ファンドの仕組みについて図表等を用いて分かりやすく記載すること。

b 委託会社等及びファンドの関係法人（委託者指図型投資信託の受託会社、ファンドの運用の指図の権限又は運用の権限を委託する場合の当該委託先、販売会社等をいう。以下この様式において同じ。）の名称（販売会社については記載しないことができる。）及びファンドの運営上の役割並びに委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要について分かりやすく記載すること。

c 委託会社等の概況（資本金（有価証券届出書提出日の直近日現在の資本の額）、簡単な沿革（設立経緯等）、大株主の状況（有価証券届出書提出日の直近日現在の所有株式数の多い順に3者程度についての氏名又は名称、住所、所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率）等）を記載すること。

(15) 投資方針

ファンドの運用の関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(16) 投資対象

a 投資対象とする資産の種類、内容等を具体的に記載すること。

b 投資基準及び種類別、地域別、業種別等による投資予定がある場合にはその割合等を記載すること。

(17) 運用体制

ファンドの運用体制（組織、当該運用体制に関する社内規則等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(18) 分配方針

約款に規定された分配方針を記載すること。

(19) 投資制限

a 法令又は約款に定められた投資制限についてその根拠及び内容を記載すること。

b 信用取引、借入れ、集中投資、他のファンドへの投資についてその制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及び内容を記載すること。

(20) 投資リスク

a ファンドのもつリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。

b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(21) 手数料等

投資者が申込みから換金（解約）までの間に直接的に、又は間接的に負担することとなる費用（税金は除く。以下この様式において「手数料等」という。）の記載に当たっては、具体的な手数料等の金額又は料率の記載に代えて、手数料等の金額又は料率の上限のみを記載することができる。この場合には、具体的な手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。

(22) 申込手数料

申込に係る手数料について、手数料の金額又は料率及びその徴収方法を記載すること。

(23) 換金（解約）手数料

換金（解約）に係る手数料について、手数料の金額又は料率及びその徴収方法を記載すること。

(24) 信託報酬等

ファンドから支払われる報酬及び手数料の金額又は料率を記載し、かつ、これらのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法、支払うべき金額又は料率、支払方法及び支払時期を記載すること。

(25) その他の手数料等

ファンドに係る手数料等のうち(1)から(3)までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率及びその徴収方法を記載すること。

(26) 課税上の取扱い

分配金、解約代金等についての課税上の取扱いについて、分かりやすく記載すること。

(27) 投資状況

a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。

b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証

券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場証券取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては約款に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率（ファンドの純資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。

(28) 運用実績

運用実績の記載に当たっては、図表等により分かりやすく記載すること。

(29) 純資産の推移

有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間（6月を1計算期間とするファンド（第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしているファンドを含む。以下同じ。））にあっては、20計算期間）の各計算期間末について、ファンドの純資産総額及び内国投資信託受益証券1単位当たりの純資産額（以下この様式において「基準価額」という。）を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。

なお、当該内国投資信託受益証券が証券取引所に上場されている場合には、証券取引所の市場相場及び当該証券取引所の名称を付記すること。

(30) 分配の推移

有価証券届出書提出日の直近10計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、内国投資信託受益証券1単位当たりの分配の額を記載すること。

(31) 収益率の推移

有価証券届出書提出日の直近10計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、収益率（計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」という。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数）を記載すること。

(32) 設定及び解約の実績

有価証券届出書提出日の直近10計算期間（6月を1計算期間とするファンドにあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、設定総額及び解約総額（本邦外における設定又は解約の実績がある場合は、当該販売総額及び解約総額を内書きにすること。）を記載すること。

(33) 資産の評価

基準価額についてその算出方法（投資有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。）、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

(34) 申込（販売）手続等

- a 内国投資信託受益証券の申込についてその手続及び受渡方法を記載すること。
- b 積立方式による販売、生命保険契約等他の商品との組合せ販売及びその他特殊なサービスを伴う販売について、その内容を詳細に記載すること。
- c 内国投資信託受益証券1単位当たりの販売価格が基準価額と異なる場合には、当該販売価格の算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

(35) 換金（解約）手続等

- a 内国投資信託受益証券の換金（解約）についてその手続及び受渡方法を記載すること。
- b 内国投資信託受益証券1単位当たりの換金価格についてその算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

(36) 保管

内国投資信託受益証券の保管に関する事項を記載すること。

(37) 信託期間

ファンドの存続期間について記載すること。

(38) 計算期間

ファンドの計算期間（第 23 条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）について記載すること。

(39) その他

a ファンドの解散又は償還条件等について記載すること。

b 約款の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。

(40) 受益者の権利等

分配金の受領権、償還金の受領権、当該内国投資信託受益証券の換金（解約）請求権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。

(41) ファンドの経理状況

a 財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）第 1 条に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和 32 年大蔵省令第 12 号）第 3 条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。以下この様式において同じ。）は該当する財務諸表又は中間財務諸表の直前に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第 5 条第 1 項、第 24 条第 1 項又は第 24 条の 5 第 1 項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書又は中間監査報告書の写しをとじ込むこと。

b 以下の「記載上の注意」により難いやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。

c 最近 2 計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。

(42) 貸借対照表

最近 2 計算期間について記載すること。ただし、1 年を 1 計算期間とするファンドについて、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して 9 月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して 6 月を経過する日現在の貸借対照表をいう。（43）において同じ。）をも記載すること。

(43) 損益及び剰余金計算書

a 最近 2 計算期間について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益及び剰余金計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益及び剰余金計算書をいう。）をも記載すること。

b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。

(44) 附属明細表

最近計算期間の附属明細表を示すこと。

(45) ファンドの現況

有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。

(46) 投資有価証券の主要銘柄

a 投資有価証券のうち、評価額上位 30 銘柄について記載すること。

b 発行地又は上場証券取引所等の区分による地域別に区分し、種類及び銘柄ごとに銘柄の名称、業種（株式である場合に限る。）、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）、利率及び償還期限（債券である場合に限る。）並びに投資比率を記載するとともに、種類別及び業種別（株式である場合に限る。）の投資比率を記載すること。

(47) 投資不動産物件

投資不動産について、所在地による地域別、用途別、賃貸用・それ以外の別等に区分し、物件ごとに物件の名

称、所在地、用途、面積、構造、所有・それ以外の別、価格（約款に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表 価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約 更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

(48) その他投資資産の主要なもの

- a 投資資産のうちその他の資産について、当該資産の種類ごとに記載すること。
- b 当該資産について取引所で取引されるものについては当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格（簿価及び時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率を記載すること。
- c 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（(46)b又は(47)に掲げる事項）を記載すること。
- d 投資資産がcに掲げる権利以外の権利である場合には、cに準じて記載すること。

(49) その他

当該ファンドの目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。

(50) 内国投資信託受益証券事務の概要

当該内国投資信託証券に関し、次の事項を記載すること。

- a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
- b 受益者等名簿の閉鎖の時期
- c 受益者等に対する特典
- d 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
- e その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

(51) 委託会社等の概況

- a 有価証券届出書提出日の直近日現在の委託会社等の資本の額並びに委託会社等が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。

なお、最近5年間における資本の額の増減についても併せて記載すること。

- b 委託会社等の機構について記載すること。なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。

(52) 事業の内容及び営業の概況

内国投資信託受益証券の委託会社等が複数のファンドを運用している場合には、ファンドの種類別（基本的性格）の本数及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額の合計額を記載すること。

(53) 委託会社等の経理状況

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の財務諸表又は中間財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書又は中間監査報告書は該当する財務諸表又は中間財務諸表の直前に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書又は中間監査報告書の写しをとじ込むこと。

(54) 貸借対照表

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の最近2事業年度について記載すること。ただし、1年を1事業年度とする委託会社等について、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表（事業年度開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。以下この様式において同じ。）をも記載すること。

(55) 損益計算書

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の最近2事業年度について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（事業年度開始の日から当該事業年度に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいう。）をも記載すること。

(56) 利益処分計算書又は損失処理計算書

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の最近2事業年度について記載すること。

(57) 利害関係人との取引制限

委託会社等及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。

(58) その他

- a 約款の変更、営業譲渡又は営業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載すること。
- b 訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。

(59) 名称、資本の額及び事業の内容

資本の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

(60) 関係業務の概要

ファンドの運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合はその概要を記載すること。

(61) 資本関係

届出法人と他の関係法人との資本関係を記載すること。